

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の目的である契約書記載の物品を契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その売買代金を支払うものとする。

3 受注者は、物品等を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、同等以上の品質のものを納入しなければならない。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業監督職員)

第3条 発注者は、設計図書等に基づき、指示、協議及び承諾等を行う事業監督員を定め、その氏名等を受注者に通知しなければならない。事業監督員を変更したときも、同様とする。

(事業処理責任者)

第4条 受注者は、物品類全般の処理・管理等を行う事業処理責任者を定め、遅滞なく、その氏名その他必要な事項を受注者に通知しなければならない。事業処理責任者を変更したときも、同様とする。

(納品書等の提出等)

第5条 受注者は、物品類を納入しようとするときは、直ちに発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、物品類を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 受注者は、発注者に納入した物品類は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

(検査等)

第6条 発注者は、前条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、物品類の検査を行い、検査に合格したものについて、その引き渡しを受けるものとする。

- 2 物品類の納入、検査及び引き渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、第1項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から第3項までの規定を準用する。

(契約代金の支払い)

第7条 受注者は、物品類の納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときは、売買代金を請求することができる。

- 2 発注者は、第1項による適法な支払請求書を受けたときは、その日から起算して30日以内に売買代金を支払わなければならない。
- 3 売買代金の支払場所は、赤井川村会計管理者が勤務する場所とする。

(所有権の移転)

第8条 物品の所有権は、検査に合格したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品類は、発注者に対し引き渡されたものとする。その証しとして、受渡書を交わす。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品類についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(瑕疵の担保)

第9条 受注者は、納入した物品類に品質不良、変質、数量の不足その他の瑕疵があるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その修補、引き換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

(遅延違約金)

第10条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後発注者の再指定した期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が納入期限内にこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないときと発注者が認めるとき。
- (2) 事業処理責任者を配置しなかったとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者人が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、売買代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 発注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約外の事項)

第13条 この契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。